

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 (番号) 046-889-1701 (月～金曜日 9:00～17:00)
(土曜日 9:00～13:00)

担 当: 介護支援専門員 _____ / 管理責任者 渡辺 知子 _____

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(事業所名) 神奈川みなみ医療生活協同組合 みうら訪問看護ステーション
所在地	(住所) 238-0101 三浦市南下浦町上宮田3263-1
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (神奈川県 第1462790004号)
サービスを提供する 実施地域※	(地域名) 三浦市・横須賀市の一部 (津久井・長沢・野比・久里浜4・5・6・7・8・9 丁目・須軽谷・林・武・太田和・長坂・荻野・長井)

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 4名 (常勤2 常勤兼務1 非常勤1名)

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時、土曜日 午前9時から午後1時まで、
(日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

(4) ディスクロージャーについて

事業計画及び財務内容については、当社事業所にて閲覧する事ができます。

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. サービス事業所割合の説明・同意について

当事業所はケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について、サービス割合説明書を用いて利用者に説明と同意を行います

・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

付属別紙3「居宅介護支援サービス利用割合等説明書」参照

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護支援利用料

要介護または要支援認定を受けられた方の利用料（ケアプラン作成料）は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

居宅介護予防支援料金表

【包括センター】介護予防支援費（Ⅰ）	要支援1, 2	442単位／月
【居宅介護支援】介護予防支援費（Ⅱ）	要支援1, 2	472単位／月
加算	介護予防支援初回加算	300単位／月

居宅介護支援利用料金表		取扱い件数	要介護 1 ～ 2	要介護 3 ～ 5
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）		45件未満	1,086単位	1,411単位
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）		45件以上60件未満	544単位	704単位
居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅲ）		60件以上	326単位	422単位
加算	初回加算		300単位／月	
	入院時情報連携加算（Ⅰ） 月／1回		250単位（ⅠまたはⅡ）	
	入院時情報連携加算（Ⅱ） 月／1回		200単位（ⅠまたはⅡ）	
	居宅支援退院退所加算 連携1回	カンファレンス参加有	600単位	
		カンファレンス参加無	450単位	
	居宅支援退院退所加算 連携2回	カンファレンス参加有	750単位	
		カンファレンス参加無	600単位	
	居宅支援退院退所加算 連携3回	カンファレンス参加有	900単位	
		カンファレンス参加無		
	通院時情報連携加算		50単位／月	
	ターミナルケア マネジメント加算	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合	400単位／月	
	介護職員等処遇改善	処遇改善加算そのものを除いた所定単位（加減算後）に 加算率（2.1％）を乗じた単位 / 月		

令和8年6月1日改定

- 三浦市は4級地で上記単位に10.84円を乗じた金額になります。（横須賀市も4級地で10.84円）
- 当事業所は特定事業所加算Ⅲの要件を満たしており1件 323単位／月が加算されます。
- ターミナルケアマネジメント加算は本重要事項説明書において同意をとるものと致します。

運営基準減算

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の照会を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行わなかった場合には、運営基準減算として、所定の単位数の50/100に相当する単位数を減算します。

居宅サービスの区分支給限度額

要介護1	16765単位/月	【福祉用具購入費】 (年間) 10万円まで、1割負担で購入できます。支給限度額範囲内なら何度でも可能です。 【住宅改修費】 原則として支給限度額 20万円までが、1割負担で利用できます。大きく心身状況が変化した場合(介護度が2段階以上変更時)は再支給も可能です。事前に見積書・改修内容などの書類提出が必要となります。
要介護2	19705単位/月	
要介護3	27048単位/月	
要介護4	30938単位/月	
要介護5	36217単位/月	

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

6. 当事業所のサービスの方針等

(1) 当事業所は、生活協同組合が運営する事業所です。居宅介護支援の提供にあたっては、常に利用者の立場に立って事業を進めます。

(2) 当事業所が行う居宅サービス計画は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて市町村、地域包括支援センター、老人介護支援事業所、他の指定居宅介護事業所等の連携に努め、利用者の要望、選択に基づき適切な福祉サービス、保健医療サービスが多様な事業所から総合的に提供されるよう十分に配慮して行います。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

電話番号	046-889-1701
FAX番号	046-889-1721
相談員(責任者)	渡辺 知子
対応時間	平日 9:00~17:00 土曜日 9:00~13:00

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

三浦市役所 高齢介護課 三浦市城山町1-1 電話 046-882-1111 FAX046-882-2836 受付時間/8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く）
横須賀市役所 福祉部介護保険課保険給付係 横須賀市小川町1 1分館2階 電話 046-822-8253 FAX046-827-8845 受付時間/8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く）
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係 〒220-0003 横浜市西区楠町27-1 電話 045-329-3447 受付時間/8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く）

8. 緊急時及び事故発生時の対応

やむを得ず事故が発生した場合は利用者様の安全確保を最優先に対応し、速やかにご家族・主治医・市町村等の関係各所へ連絡及び報告します。事故発生時の状況は記録に残し介護支援専門員の過失が認められる事故の場合には損害賠償をします。

また、日常的に事故防止のための研修に励むとともに、事故発生後は事故の原因分析を実施し、事故防止策を講じます。

9. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

(1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(2) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。役職：管理責任者とする

10. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

11. 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 身体拘束の適正化

- (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない
- (2) 身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

13. 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

14. 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

- (1) 代表者名 代表理事 藁 谷 収
- (2) 生協本部の所在地 横須賀市平作 7－10－27
- (3) 事業の概要 医療事業、保険予防事業、介護福祉事業、介護予防事業、総合事業
- (4) 事業所紹介
 - ①居宅介護支援 (みうら訪問看護ステーション、医療生協在宅福祉センター)
 - ②訪問看護 (みうら訪問看護ステーション)
 - ③訪問介護 (みうらヘルパーステーション)
 - ④通所介護 (葉山クリニック「元気」)
 - ⑤地域密着型通所介護 (デイサービスみうら)
 - ⑥短期入所生活介護 (葉山クリニック「安護楽」)
 - ⑦診療所 (三浦診療所、衣笠診療所、逗子診療所)

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

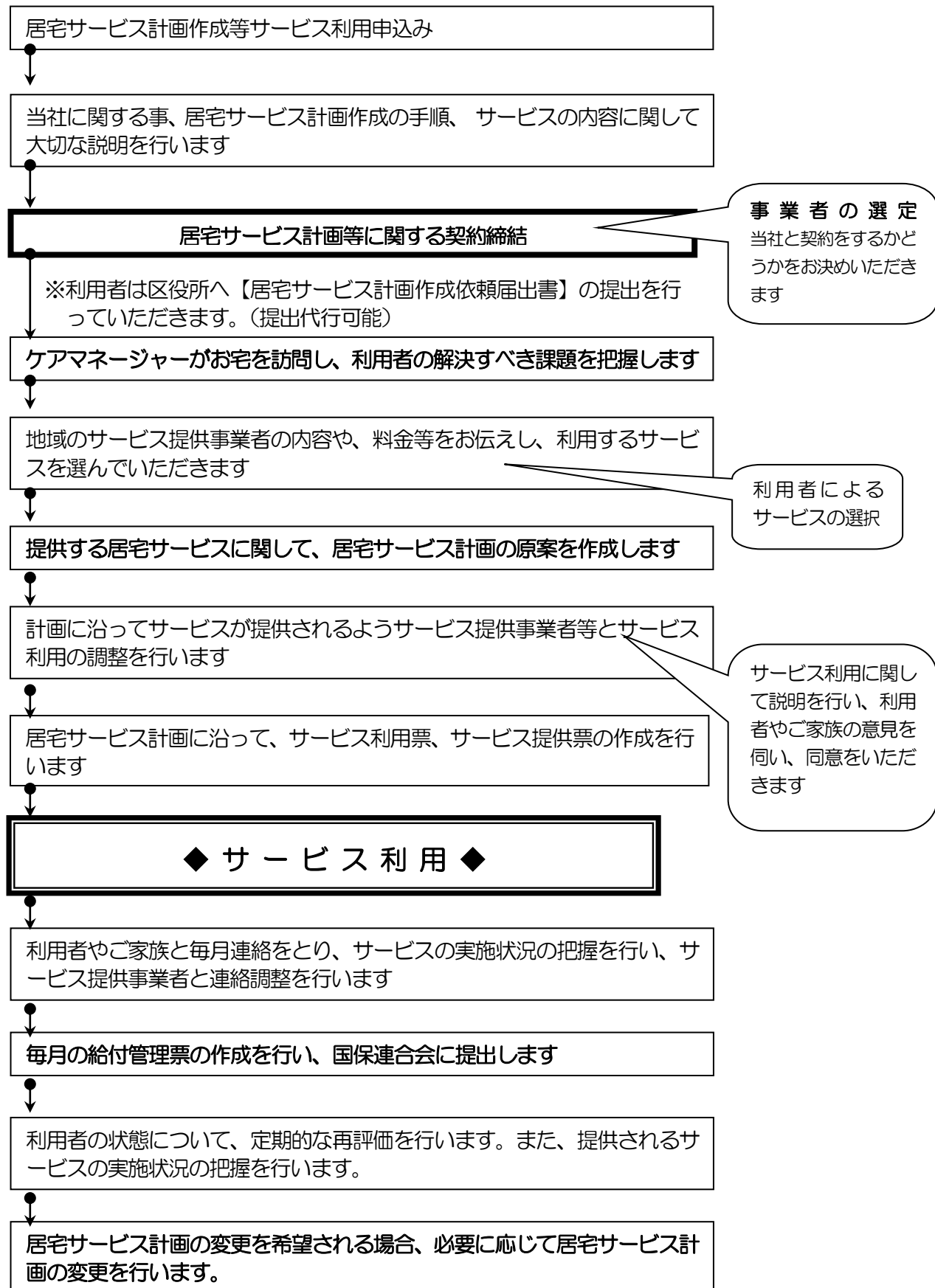
5. 緊急の連絡について

- ・ 平日の17時以降や土曜日の13時以降、または日曜、祝祭日、年末年始で緊急の連絡がある場合は、下記の携帯電話へご連絡ください。

TEL 080-4144-3994

- ・ 尚、土・日曜と祝祭日は各サービス事業所も休みや担当者が不在の場合が多く、サービス調整が難しい場合がありますので、あらかじめご了承の上、出来る限り平日時間内でのご連絡にご協力頂きますよう、お願い致します。

(付属別紙2)
サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙3)

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	%	地域密着型通所介護	%
通所介護	%	福祉用具貸与	%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護		通所介護	
	%		%
	%		%
	%		%
地域密着型通所介護		福祉用具貸与	
	%		%
	%		%
	%		%

③判定期間 (西暦 年度)

☐ 前期 (3月1日から8月末日)

☐ 後期 (9月1日から2月末日)

西暦 年 月 日

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援の提供に際して、上記の内容について説明を受け、同意しました。

【利用者】 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【署名代行者】 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

西暦 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 神奈川県三浦市南下浦町上宮田 3263-1

名 称 神奈川みなみ医療生活協同組合
みうら訪問看護ステーション

代表者名 藁 谷 收 印

説明者 印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意し交付されました。

利用者 住 所

氏 名 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行
事 由 :

(代理人) 住 所

氏 名 印